

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	香川県高 松市の女 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、未申請死亡者である母が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺により死亡したとして、特別遺族弔慰金・特別葬祭料を請求したところ、処分庁は、令和4年11月7日付けで、法第22条第1項に規定する認定を行わないとする原処分をしたため、請求人が令和5年1月25日付けで審査請求をした事案である。 未申請死亡者の生活歴及び胸膜ブランク所見が認められることから大量の石綿ばく露の可能性は否定できない。 石綿肺は、石綿を大量に吸収することによって発生したびまん性間質性肺炎・肺線維症であり、石綿を吸入することにより発生した胸膜ブランクを指すものではないところ、未申請死亡者の放射線画像では胸膜ブランク所見は認められるもののじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないため、石綿肺とは判定できない。 よって、未申請死亡者が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとは認められないとして不認定にした原処分は相当である。